

平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月10日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
議案第 1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
議案第 1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
議案第 5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問

武 田 圭 介 君

○出席議員（14名）

議 長 北 谷 文 夫 君
議 員 矢 野 裕 司 君

副議長 東 英 男 君
議 員 武 田 圭 介 君

増田吉章君
中江清美君
一ノ瀬弘昭君
土田政己君
小黒弘君

飯澤明彦君
吉浦やす子君
尾崎静夫君
辻勲君
沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|---------------|------|
| 砂川市長 | 菊谷勝利 |
| 砂川市教育委員会委員長 | 柴田良一 |
| 砂川市監査委員 | 奥山昭 |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 曾我治彦 |
| 砂川市農業委員会会長 | 奥山俊二 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|----------------|------|
| 副市長 | 小原幸二 |
| 市立病院院長 | 小熊豊 |
| 総務部長 兼会計管理者 | 善岡雅文 |
| 市民部長 | 井上克也 |
| 経済部長 | 栗井久司 |
| 建設部長 | 西野孝行 |
| 建設部技監 | 金田芳一 |
| 市立病院事務局長 | 小俣憲治 |
| 市立病院事務局審議監 | 佐藤進 |
| 市立病院事務局技監 | 中村俊夫 |
| 総務課長 | 古木信繁 |
| 広報広聴課長 | 湯浅克己 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 四反田孝治 |
| 教育次長 | 森下敏彦 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 監査事務局局長 | 中出利明 |
|---------|------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 善 岡 雅 文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 角 丸 誠 一

事務局次長 加 茂 谷 和 夫

庶務係長 佐 々 木 純 人

議事係長 石 川 早 苗

開議 午後 2時10分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
について

議案第 1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

議案第 5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正
予算

議案第 7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第15号 砂川市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第5号 平成20年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成20年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第7号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算の8件を一括議題とします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

○第1予算審査特別委員長 沢田広志議員（登壇） 第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月9日、10日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に吉浦やす子委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第15号並びに議案第1号から第7号までの平成20年度一般会計、特別会計、事業会計の7会計補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第1予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号、第1号から第7号までを一括採決します。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 市政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程第2、市政執行方針の演説を、説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 平成21年第1回市議会定例会の開催にあたり、市政執行について、私の所信を申し上げたいと存じます。

昨年は、市制施行50周年という節目の年を迎え、砂川市のこれまでの歩みを振り返りながら、多くの市民の皆さんのご出席をいただき、記念式典及び記念行事を開催し、お祝いをすることができました。

本年は、次の50年に向かって歩み出す第一歩の年として、気持ちを新たに、「住んで良かった、ふるさと砂川」と思えるような、市民の皆さんと一体となったまちづくりを進める所存でございます。

私は、平成11年4月に市長に就任いたしまして、本年で11年目を迎え、3期目の任期の折り返し点となりますが、これまで、行財政改革に取り組み、財政基盤の確立を目指すとともに、平成13年度を初年度とする「砂川市第5期総合計画」を策定し、「安らぎと活力にみちた快適環境都市」の実現に向けて取り組むことができたことは、ひとえに議員各位並びに市民の皆さんのご理解、ご協力によるものと感謝し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

まちづくりの指針となります「砂川市第5期総合計画」につきましては、計画期間が平成22年までであり、残すところ2年となりましたので、新たな計画の策定に取り組むこととなりますが、策定にあたりましては、市民の皆さんとの協働により、時代の変化に対応する計画づくりを進めてまいりたいと存じます。

課題となっております、市町村合併につきましては、北海道が策定した「北海道市町村合併推進構想」における組み合わせに基づき、2市3町で「地域づくり懇談会」を設置

して、財政面から協議を進めてまいりました。

一つのまちとなった場合の財政推計では、合併後に財源不足となるため、財政支援を北海道に求めましたが、特別な支援は困難であるとされましたので、解散することになりました。今後は、協議した内容を活かして、地域の連携、事務の共同化などについて検討を進めてまいります。

これからの地方自治体の役割につきましては、基礎的自治体のあり方が、第29次地方制度調査会において調査審議が進められ、また、地方分権改革の進展に伴う権限移譲などが、地方分権改革推進委員会においても調査審議が進められており、本年度に答申などが示されるとされておりますので、状況を見守ってまいりたいと存じます。

さらに、総務省が地方再生の取り組みとして、昨年新たに示した、地域全体で連携・役割分担を行い、住民の生活に必要な機能を確保する「定住自立圏構想」につきましても、調査・研究を進めてまいります。

わが国の経済状況は、戦後最良の景気拡大とされておりましたが、一昨年から続く原油高騰、サブプライムローン問題などから、景気の後退感を感じ、リーマン・ブラザーズの破綻を契機として、急激な株価下落、円高を招くなどの金融危機となり、世界的に景気の後退が広がり、百年に一度と言われる経済危機の状況に直面しているところであります。

既に、「景気は悪化している」と判断される状況となり、国民生活全般に大きな影響を及ぼし、今後、景気の後退が長期化、深刻化する恐れがあると考えられております。

このため、国は、景気対策、雇用対策として、平成20年度第2次補正予算を計上したところでありますので、本市におきましても、公共事業を中心とした事業を実施してまいります。

北海道の経済状況は、全国的に回復傾向と言われたなかでも、公共投資が減少するなど、厳しい状況に置かれておりましたので、景気後退の影響はさらに大きく、雇用情勢などを中心に厳しい状況が続くものと考えられております。

地方財政の状況は、昨年度から都市と地方の格差是正のために、地方交付税の増額が図られ、さらに本年度は、雇用創出、地域の元気回復などのため、1兆円の増額となりましたが、地方交付税の原資となる国税の大幅な減収が見られたことから、大幅な財源不足が生じております。このため、3年ぶりに財源不足額を国と地方が折半して補てんするルールが、ルールに基づき、臨時財政対策債を発行するなどして、補てんすることになりました。

一方、歳出につきましては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿って、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野で、厳しく地方歳出を抑制して、地方財政の健全化を推進することが求められております。

北海道におきましては、「新たな行財政改革の取り組み」を策定し、持続可能な行財政構造の確立に向けて取り組んできたところでありますが、昨年2月には、行財政改革の加速

に向け「新たな行財政改革の取組み」の改訂版が、版を策定し、新規道債の発行の抑制、徹底した歳入、歳出の見直しを行い、安定した財政構造の構築に取り組むこととされたところであります。しかし、景気の後退に伴い、大幅な税収減が見込まれる状況となっておりますので、さらなる道民生活への影響も懸念されるところであります。

本市におきましても、景気の後退などに伴い、市税収入の減少が見込まれるなど、自主財源の確保が厳しくなっておりますが、地方交付税に「地域雇用創出推進費」が創設されることや実質的な地方交付税である臨時財政、臨時財政対策債が増額となることから、本年度につきましては、財源の確保が図られる状況となったところであります。

しかし、急激な景気後退により生じた国税の減収に対応するため、財源補てん策が講じられましたので、将来に対して負担を及ぼすものであり、懸念材料となるところであります。

一方、簡素で効率的な行政とすることにより、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、取り組んでおります行政、行財政改革につきましては、平成19年度になされた「行財政改革に関する答申」に基づき、昨年度は、固定資産税・都市計画税の税率、各種公共施設の使用料の見直しについて検討いたしました。経済状況なども考慮をし、3年後に再度検討することにして、今回は据え置きとしたところであります。

今後も引き続き、効率的な事務の執行、財源の確保に努めるとともに、公債費の繰上償還に取り組むことで、後年度における負担の軽減を図ってまいります。景気の動向などにも配慮し、将来の負担を見据えながら、雇用機会の創出となる事業などに取り組むことも必要であると考えているところであります。

また、地方自治体の財政状況を明らかにするために制定された「地方公共団体財政健全化法」が、本年度から全面的に施行となり、平成20年度決算から基準が適用されることとなります。各指標とも基準をクリアできる見通しになっておりますが、厳しい財政状況にあることには変わりがないことから、公営企業、第3セクターなどを含めた適正な財政運営を行うことが、必要となっておりますので、土地開発公社の用地の買い取りを行うなど、引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

それでは、「砂川市第5期総合計画」の重点課題の推進につきまして、平成21年度の市政執行における、私の基本的な考え方について申し上げます。

はじめに、「まちなか活性化の推進」であります。駅東部地区では、地域交流センター「ゆう」の利用者が目標を大きく上回り、順調に推移しているほか、住宅の建設も進められていることから、にぎわいの創出が図られており、この人の流れなどを活用した、商業活性化の取り組みが重要となっているところであります。

また、市立病院周辺では、薬局店、薬局店舗等の新築が進められておりますが、本年度は、民間事業者による再開業事業として、中央バスターミナル周辺地区において、店舗、バス待合室、クリニック、有料老人ホーム及び賃貸住宅などの複合建築物が建設されるこ

とになりました。

この事業により、市街地環境の改善やまちなか居住の促進などが図られることになりま
すので、国の補助事業を活用し、事業者に対して助成をしてみたいと存じます。

このように、今後も市立病院を核とした、民間活力によるまちなか活性化が図られるも
のと期待しているところであります。

なお、残された大きな課題であります、市街地の東西を結ぶ南1丁目線の整備につきま
しては、調査測量などを行った結果、総事業費が約40億円と積算されたところでありま
すが、道路特定財源が一般財源化されることに伴い、新たに創設される「地域活性、地域
活力基盤創造交付金事業」などの財源を見定めて、今後の財政状況などの検討を進め、事
業の取り組みについて、判断してみたいと考えています。

つぎに、同じく重点課題である「市立病院改築の促進」について申し上げます。

市立病院の改築は、「砂川市第5期総合計画」の集大成となる事業であるとともに、中
心市街地の活性化をはじめ、保健・医療・福祉の充実した総合的なまちづくりを担う重要
な存在であります。特に、少子高齢化社会を迎え、安心・安全な医療を受けられるよう病
院として、中空知圏域をはじめとする多くの地域住民が期待を寄せるものであります。

昨年の工事発注にあたりましては、原油や鋼材等の世界的な需要増による主要資材価格
の高騰の、急騰の影響を受け、設計金額を大幅に見直しせざるを得ない事態となったとこ
ろであります。

建設費につきましては、約130億円となりましたが、幸いにも、借入金の償還に対す
る地方交付税措置が有利な過疎対策事業債の対象となり、病院事業債との併用が可能とな
ったところであり、また、病院建設における過疎対策事業債の償還年限は、平成21年度
借入分から、12年が最長30年に延長され、償還額の標準化が、標準化が図られること
になりました。

私は、意志あるところに道は開けるとの信念のもと、市政の舵を取ってまいりましたが、
奇しくも、市制施行50周年という節目の年に、念願でありました新病院建設の第一歩を
踏み出すことができました。

いま振り返りますと、まさに生みの苦しみというものを乗り越えた感がございますが、
これもひとえに議員各位並びに市民の皆さんの深いご理解の、ご理解によるものであり、
あらためて感謝を申し上げる次第でございます。

新本館改築工事の工程であります、鉄骨の建て込み工事につきましては、3月下旬か
ら開始をし、10月中旬に7階と屋上のヘリポートの鉄骨の構造体が完了する予定であり
ますので、市民の皆さんにも、新病院の大きさが実感していただけるものと思います。

床・壁工事につきましては、5月中旬から開始をし、12月中旬に7階及びヘリポート
の施工を完了する予定であり、床・壁工事が完了した階から内装、電気・機械設備に着手
してまいります。

改築工事の事業費は、平成21年度は40億円を超える事業規模となります。特に、建築主体工事だけではなく、電気・機械設備工事につきましても本格的に始まりますので、建設業界のみならず、地域の景気対策につながるものと思慮しております。

中空知の基幹病院として、地域住民の要望に応える診療体制の整備に全力を傾注するとともに、平成22年の新病院開院に向けて一步一步着実に改築事業を進めてまいります。

以下、主な施策の概要について申し上げます。

はじめに、農林業の振興では、農政の大転換期に入り、さらに混迷を深めておりますが、引き続き中山間地域の多面的機能の維持及び農村環境の維持増進等の地域活動を支援するとともに、米政策大綱に基づく産地づくり対策では、生産者や生産団体と連携した地域水田農業ビジョンにより、今後の推移を見守りながら営農の定着を図ってまいります。

また、平成20年度で国営かんがい排水事業「空知中央地区」の工事が完了したため、事業に係る地元負担金について、過疎対策事業債を活用して繰上償還を行ってまいります。

さらに、林業振興としては、CO2削減対策として、新たに除間伐の、除間伐の促進による森林整備事業に取り組むほか、鹿やアライグマなどによる農作物の被害対策としては、新農業協同組合と連携を図り、鳥獣被害防止特別措置法による事業実施の体制を支援するとともに、引き続き猟友会に依頼して、有害鳥獣の駆除を実施してまいります。

工業の振興では、砂川市土地開発公社の経営健全化に着手したことにより、昨年は、工業団地の企業の立地が実現し、操業に至ったところであります。今後も砂川工業団地の利便性や砂川市の長所を積極的にPRをし、さらなる企業立地に努めてまいります。

商業の振興では、平成19年8月内閣総理大臣認定を受けた「砂川市中心市街地活性化基本計画」に基づき設立された中心市街地活性化協議会への支援を通して、商店街の意識改革を目的とした各種事業を展開することにより、市立病院や地域交流センター「ゆう」への集客を中心市街地にも回遊させ、商店街の活性化を目指してまいります。

労働福祉の向上では、季節労働者の通年雇用を目的として、2市2町で設立した「砂川地域通年雇用促進協議会」への参加を継続し、労働者の雇用対策に取り組んでまいります。

交通網の整備では、道路整備を「地域活力基盤創造交付金事業」で1路線、単独事業で15路線の幹線道路及び生活道路の整備を行うなど、未整備道路の改善を進め、快適で安全な道路環境づくりに努めてまいります。

生活環境の整備では、公営住宅の整備について、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めておりますが、南吉野団地においては、昨年度に着工した、継続工事であるシルバーハウジングを含む1棟14戸を完成させ、新たに2か年事業で1棟12戸の建設に着手してまいります。

また、石山団地では、本年度から建替事業に着手し、2か年事業で1棟10戸の建設を行い、さらに、昨年に引き続き、宮川中央団地の高齢改善、高齢改善事業を実施し、住環境の向上を図ってまいります。

また、民間住宅施策として平成18年度から実施してきました、「すながわハートフル住まいの助成事業」が本年3月31日で失効することから、引き続き3年間延長するとともに、助成率を3%としている「まちなか居住区域」を中心市街地活性化基本計画の「中心市街地」に拡大することにより、中心市街地の活性化に資するまちなか居住の促進、良質な住宅ストックの形成と定住促進を図ってまいります。

下水道につきましては、快適な生活環境の実現と公共用水路の水質保全に資するため、道路改良工事などに併せて、晴見、北吉野、空知太地区の3か所で汚水管整備、汚水管整備を進めるほか、雨水による浸水、雨水による浸水被害を防止するため、空知太、日の出地区の2か所で雨水管整備を進めてまいります。

また、公共下水道計画区域外における生活排水路など、排水などを適正に処理し、生活環境の整備を図るため、引き続き「個別排水処理施設整備事業」を実施してまいります。

住民の安全性の確保では、不測の事態から市民の生命と財産を守るため、消防車両の整備として、消防ポンプ車の更新を行ってまいります。

また、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策を定めている「砂川市地域防災計画」は、平成11年に修正を行いました。それ以降の社会情勢の変化等に対応し、実質に沿った計画とするため、見直しを行うとともに、市民の防災意識を高め、災害応急対策を迅速に実施するために、町内会や関係機関と連携して、防災訓練を実施してまいります。

さらに、消費者が安全で安心できる消費生活を営むことができるように、悪質な訪問販売や振り込み詐欺などの対応として、広報紙や資料による周知・啓発を積極的に推進するとともに、事務処理機能を強化し、消費生活相談窓口の充実を図ってまいります。

社会福祉の充実では、急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化から、様々な子育て支援が必要となってきており、平成17年度から前期5か年の「砂川市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、地域における子育ての支援と基盤となる、支援の基盤となる子育て支援センターの建設など、各種事業を推進してまいりました。本年度においても、乳児及び幼児の健康の確保と増進、子どもの心身の健やかな成長のための環境整備、職業生活と家庭生活との両立などを柱とする、子育て支援策の充実のために、平成22年度から5か年の後期計画を策定してまいります。

保健衛生医療の向上では、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由に、等の理由により、健康診査の受診を控える妊婦も見受けられること、見られることから、少子化対策の一環として、妊婦の健康管理の充実及び経済的な負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査に係る健診料について、必要とされる14回を上限として一定、一定の公費負担を行うことにより、安心して妊娠、出産することができる環境の充実を図ってまいります。

つぎに、市立病院は、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供することがで

きるように、経営に取り組んでおりますが、度重なる診療報酬のマイナス改定に加え、患者数の減少傾向から、経済状況は非常に厳しいものとなっております。

今後は、病院改築事業に伴う多額の償還費用が見込まれることなどから、本年2月に経済効率化などを柱とする、国の公立病院改革ガイドラインに基づく「砂川市立病院改革プラン」を策定いたしました。

この改革プランは、経常収支比率などの数値目標や経営改善の方策を定めており、方策を定めており、今後におきましても、この計画に基づいた改善策の実施による経営の効率化、健全化に努めなければならないと考えております。

このことから、収益の増収と費用の見直しを進めるため、急性期入院医療における診断群分類包括評価（DPC）の実施、院内がん疾患、疾患登録システムの導入、胎児集中監視装置システムの更新、院内物流業務の見直し及びマンパワーの充実等による診療体制の強化を図るとともに、医療の充実と患者サービスの向上に努め、地域住民に安心、信頼される病院を目指してまいります。

社会保障の充実では、平成21年度を初年度とする3か年の「第4期砂川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」がスタートいたしますが、増加する施設サービス利用の需要に対応すべく、介護付き有料老人ホームの開設や、認知症対応型グループホームの増床などを盛り込み、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、生活機能の維持、向上や自立支援に向けた総合的な介護サービスの基盤の整備、充実を促進してまいります。

学校教育の振興では、教育環境の向上を図るため、学校施設及び設備の充実を進めるとともに、学校の耐震化につきましては、耐震診断を進めているところでありますので、この診断の結果を踏まえ、早期に実施設計を行うなど、改修工事の実施に向けて取り組んでまいります。

社会教育の振興では、財団法人生涯学習振興協会が目的に沿った事業の実施が困難となり、平成20年度末をもって解散することになったため、施設の管理、指定管理者としてNPO法人ゆうに移行するとともに、事業費等の助成を行ってまいります。

市民参加の維持、市民参加の推進及びコミュニティづくりでは、これまで市民との協働の取り組みとして、各種計画の策定、コミュニティセンターの管理、地域交流センター「ゆう」の運営管理、街区公園の維持管理などを行ってまいりましたが、本年度につきましても、NPO法人による体育施設の管理のほか、公営住宅団地敷地内の草刈りなども、自治会の協力をいただき、実施箇所を増やすなど、協働の取り組みを進めてまいります。

また、市民の皆さんと行政の情報共有を図るため、ホームページの更新を行い、情報提供する環境の充実を図ってまいります。

次に、一般会計予算について申し上げます。

平成21年度の予算は、103億9,000万円で、平成20年度予算と比較して、0.

6%の減となったところであります。

歳入については、

市税は、21億1,892万円で、前年度比3.9%の減。

地方交付税は、41億1,000万円で、前年度比0.5%の増。

国庫支出金は、9億4,113万円で、前年度比11.7%の増。

市債は、9億4,270万円で、前年度比7.9%の減で、これらが、主な財源となっております。

歳出については、

人件費は、16億499万円で、前年度比1.3%の増。

補助等、補助費等は、10億8,602万円で、前年度比10.3%の増。

普通建設事業費は、6億394万円で、前年度比7.5%の減。

公債費は、22億8,941万円で、前年度比10.2%の減。

扶助費は、13億4,873万円で、前年度比11.9%の増となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、25億3,886万円で、前年度比0.4%の減。

下水道事業特別会計は、16億8,567万円で、前年度比29.1%の増。

老人医療事業特別会計は、171万円で、前年度比99.3%の減。

介護保険特別会計は、15億2,910万円で、前年度比15.2%の増。

後期高齢者医療特別会計は、4億7,114万円で、前年度比5.7%の増。

病院事業会計は、149億3,370万円で、前年度比13.7%の増となっております。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、315億5,018万円となり、前年度比7.1%の増となったところであります。

以上、市政執行にあたって、私の所信と、主な施策の概要等について申し述べてまいりました。

私は、これまでも市民の皆さんと行政の相互理解と信頼関係を築き、「市民と共に考える市政」を進めるために、市民の皆さんと協働に取り組んでまいりましたが、検討が進められている地方分権改革の理念は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫して、できる限り地方自治体に委ねるものであり、地域の課題を自らの力で解決することが求められております。

本年度から本格的に取り組むこととなります。「砂川市第6期総合計画」の策定につきましても、少子高齢化社会に対応した、市民の皆さんが望む将来のまちづくりについて、市民参加による計画づくりを進めてまいります。

このため、委員の公募を行うなどして、総合計画審議会を設置するほか、市民アンケート、市民懇談会などを実施し、まちづくりに対する意見を広く求め、市民の皆さんと行政

が、将来にわたる、まちづくりの指針として、共通認識のもとに作り上げていくため、互いに知恵を出し、汗を流していかなければならないと考えているところであります。

議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、市政執行方針といたします。

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長 北谷文夫君 日程第3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇）平成21年第1回砂川市議会定例会の開会にあたりまして「平成21年度教育行政執行方針」について申し上げます。

今日、日本の教育をめぐる現状は、教育基本法や教育関連三法の改正による、教育改革が進められ、学習指導要領の改訂などにより、子ども達に、より一層豊かな心と確かな学力を育成して「生きる力」を育むことが求められております。

教育は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人を育てるという崇高な使命をもっており、現状の少子高齢化社会の進行、高度情報化の進展、科学技術の進歩、地球環境問題など、社会情勢の変化といった時代の大きな流れの中で、それぞれが直面する困難な諸課題に立ち向かい、これに適切に対応できる力を育てていく取り組みが必要であります。

学校教育においては、新しい教育基本法に基づく学習指導要領により「確かな学力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」の、調和の取れた教育によって、子ども一人ひとりが「生きる力」を育むことが求められ、社会教育においては、市民一人ひとりが生きがいを持ち、いつでもどこでも生涯学び続けることができ、その成果が適切に評価・活用されるような、生涯学習社会の構築が求められております。

このような状況を踏まえ、誰もが心豊かで活気に満ち、夢や希望をもって生きていくための環境づくりを進め、砂川市の教育目標である「心豊かで共に学ぶまちづくり」を目指して、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以下、主な施策の概要について申し上げます。

はじめに教育行政について申し上げます。

教育行政につきましては、教育基本法の改正に続き、教育関連三法の改正、さらに、昨年3月には学習指導要領の改訂がなされるなど、教育制度の改革が大きく進められております。

新しい学習指導要領につきましては、4月からの移行措置により、小学校高学年による外国語活動及び算数・数学、理科を中心に一部先行実施が図られることから、指導内容の充実や授業時数の増加への対応を、着実に取り組んでまいります。

また、これまで進めてまいりました「開かれた教育行政」を継承し、引き続き、教育行

政情報を積極的に公表・提供し、市民の方々の理解と協働、参画を基盤とした、活力ある教育委員会の実現に努めてまいります。

教育施設の充実につきましては、昨年度に実施をいたしました砂川小学校・空知太小学校・石山中学校の耐震診断の結果によりまして、本年度に、学校の耐震化へ向け準備を進めてまいります。

また、砂川小学校・豊沼小学校、砂川中学校・石山中学校の普通教室を中心に、有害虫の侵入防止及び夏季の高温対策のため、網戸を設置し、児童・生徒の生活環境の整備を図ってまいります。

さらに、学校備品では、北光小学校、砂川中学校・石山中学校に配置の印刷機が耐用年数を大きく経過し、修理部品の調達が困難であることから、本年度、更新してまいります。

学校図書の実況につきましては、昨年度、図書館司書と地域のPTAボランティアや学校関係者、児童生徒の協力のもと、学校図書室の整備を行ったところであります。

今後におきましては、図書館と学校図書室の一層の連携を図り、子ども達の本に親しむ機会を広げ、人間形成や情操を育む場としての環境の整備を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、引き続き、食材として、米は砂川産米、パンの原料である小麦は道内産を使用し、ほかの食材につきましても、可能な限り地元生産物を取り入れ、安全で栄養バランスのとれた給食内容の充実に向けて努めてまいります。

また、これまで3回実施いたしました、児童生徒に対する食生活のアンケート調査で「朝食をいつも食べない」「朝食を食べない日が多い」と回答した子どもが100名を超える状況を踏まえ、子ども達の健全な食生活を通じた心身の育成が重要であることから、現在の道教委職員である給食センター「学校栄養職員」の身分を「栄養教諭」に変更し、「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体のものとする体制を整え、学校において効率的な運用を図ってまいります。

砂川高等学校への支援につきましては、本年度も奨学金10人枠を継続してまいりますとともに、4間口の確保及び学校の施設整備の充実へ向け、引き続き関係機関に対し要請を行ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子ども一人ひとりが人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させ、自らの人生を幸せに送ることができるよう「生きる力」を育てることを目指し、次の7つの観点から学校教育を推進してまいります。

まず第一に、開かれた学校づくりを推進する「経営管理」の充実を図ってまいります。

学校は地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携・協働が不可欠であります。

また、地域において、子どもの良さや可能性を伸ばすために、学校は創意工夫し、主体的に開かれた学校づくりを進め、家庭や地域社会に信頼される学校づくりを推進すること

が求められております。

そのため、学校は自ら情報発信に努め、学校評価の結果を公表し、学校評議員や保護者、地域等から広く意見を取り入れた学校運営の改善・充実を図ってまいります。

第二に、生きる力を育む「教育課程編成」に努めてまいります。

変化の激しい21世紀社会を担う子ども達に必要なのは、自ら考え行動していくことのできる自立した人間として、夢を抱きながら、心豊かにたくましく生き抜いていく「生きる力」を育成することであります。

各学校においては、新しい学習指導要領の理念に基づき、知・徳・体のバランスの取れた適正な教育課程を編成し、子ども達の「生きる力」の育成に努めてまいります。

また、移行措置における内容の一部先行実施や時数の確保等を確実にいき、履修内容の適正化と本格実施への円滑な移行を図ってまいります。

第三に、確かな学力の向上を目指す「学習指導」の充実を図ってまいります。

子ども達の学力の確実な定着を図るためには、全国学力・学習状況調査の結果の分析等により、学力の状況を的確に把握し、授業の改善を図ることが重要であります。

子どもが主体的に自らの学びを展開し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける授業、身に付けた知識・技能を生かしての課題解決、あるいは探求的な学習を効果的に展開する授業、さらにその活動を通して学ぶことの、学ぶことの楽しさ、基礎・基本の大切さを実感する授業をバランスよく展開し、子ども達の確かな学力の向上に努めてまいります。

第四に、豊かな心を育む「道徳教育」の充実を図ってまいります。

子どもたちの成長段階において、他人を思いやる心、命を大切に作る心、美しいものや自然に感動する心、そして基本的な規範意識の高揚などを指導することは、豊かな人間性や社会性の育成という観点から極めて重要な課題であります。

そのためには、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育を推進するとともに、豊かな道徳的実践を促す体験の場の充実や、心に響く道徳の時間の充実を図ってまいります。

第五に、健康で安全な生活を実践する意欲を育む「健康・安全指導」の充実を図ってまいります。

昨今、子どもたちの周囲には、心身の健康・安全を阻害する要因が著しく増加しております。子どもたちが健やかでたくましく成長するためには、食育も含めた基本的な生活習慣の育成などが重要な課題であります。

そのために、保護者と連携しながら、子ども達の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に努めてまいります。

また、子どもにかかわる事件・事故においては、教職員の規範意識の高揚を図るとともに、家庭、警察、「子ども110番の家」などの関係機関との連携や情報の共有化を行い、未然防止や早期対応を図ってまいります。

第六に、全教職員の共通理解に基づく「生徒指導」の充実を図ってまいります。

多様化・深刻化した生徒指導上の諸問題の未然防止や早期対応・早期解決を図るために、全教職員の共通理解に基づく生徒指導の校内体制の確立と、機能の充実に努めてまいります。

また、教育相談の機能の充実に努めるとともに、日常的な子どもとのふれあいにに基づき、子どもの心のサインを見落とさない校内体制の充実に努めてまいります。

第七に、一人ひとりの持てる力を高める「特別支援教育」の充実に努めてまいります。

特別支援教育が、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応して行うものであることから、日常生活につまずきや困難性を抱えている子どもの実態把握や教育的支援について協議する特別支援教育の校内体制のさらなる充実が必要であります。

そのために、各学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能の充実に努めるとともに、発達障害に関する専門性を身に付ける校内研修の充実に努めてまいります。

また、本年度は、新たに特別支援教育支援員の配置を行い、通常の学級において個別の学級支援を必要とする子ども達への手厚くきめ細かな指導を行ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

誰もが生きがいを実感でき、充実した生活を送ることができる生涯学習社会を実現するためには、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会や学習活動の充実など、世代に応じた豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりを推進していくことが必要であります。

そのために、社会教育では、地域の教育資源を有効に活用し、家庭や学校、地域社会が一体となり、全ての市民が自らの意思により学習活動に取り組めるよう、「人づくり・仲間づくり・地域づくり」の3つのキーワードを基に、次の5つの観点から社会教育事業を推進してまいります。

第一に、学習機会や学習の場の提供を推進してまいります。

市民一人ひとりが主体的に学ぶことができる障害学習社会を実現するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージ毎に現状や課題を的確に捉えて、目的を定めながら世代に応じた学習活動を支援していくとともに、芸術・文化・音楽・スポーツ・レクリエーションなどの領域において、体験する機会や活動の場の充実に努めてまいります。

第二に、施設の利活用を推進してまいります。

市民が自主的、効果的な学習活動を推進できるよう、公民館・図書館・地域交流センターゆうなどの社会教育施設が連携を図るとともに、関係機関や各種団体との連携を深めそれぞれの施設の特徴を生かしながら、市民の学習活動支援のための体制づくりの推進に努めてまいります。

公民館においては、生涯学習の拠点施設として、市民が教養を高め、技能を身に付ける各種講座や教室の開設、芸術・文化にふれる作品展・発表会を開催することで、市民の多

様々な学習機会の提供を推進するとともに、公民館グループ・サークル運営委員会との連携を図り、公民館の利活用の促進とグループ・サークル活動の活性化を進めるため、自主運営への支援を図ってまいります。

また、施設の整備として、有害虫の侵入防止及び高温対策のため、4階大会議室等へ網戸の設置を行うとともに、設置後27年が経過した避難用救助袋の更新を行ってまいります。

郷土資料室においては、特別展の開催をはじめ、収集した貴重な郷土資料の保存及び資料の教育的な活用に努めてまいります。

図書館においては、市民に親しまれ、利用される図書館を目指して、ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせをはじめとする読書普及活動や、小・中学生の総合的な学習の積極的な支援を図ってまいります。

第三に、地域人材・地域教育資源の活用を推進してまいります。

市民の自主的な学習活動を適切に支援する体制づくりや整備を進めるため、地域の持つネットワークや地域の人材を含めた教育資源を有効に活用して、家庭の教育力や地域力の向上と、地域住民による学校の環境整備や学習活動などの様々な学習活動への支援参加を推進してまいります。

また、個々の社会教育事業においては、運営している実行委員会の活性化を図り、自主運営に向けた支援を推進してまいります。

第四に、情報提供と学習相談を推進してまいります。

市民が活力ある学習活動や学習意欲を培うには、生涯学習の基盤となる学習情報の提供と学習相談体制の充実が不可欠であるため、生涯学習情報、生涯学習総合情報誌「オアシス通信」をはじめ、乳幼児向け情報誌など様々な学習に関する情報の提供と、関係機関を含めた社会教育事業の紹介や、自らの参加実績を記録することにより、学習意欲を高めるために「学習手帳」を発行してまいります。

また、地域で展開されている社会教育事業を通して、子どもたちの悩みなどをつぶさに捉え早期に解決できる地域づくりを推進してまいります。

第五に、今日的必要課題の解決を図ってまいります。

社会を取り巻く環境の変化は、少子化や核家族化が進行し、地域社会とのつながりの希薄化や、規範意識の低下を招いていることから、家庭の教育力・地域力・子どもの安心安全な居場所・青少年の健全育成を、今日的必要課題として捉え、解決に向けた取組みを推進してまいります。

家庭の教育力の向上を図るため、関係部局と連携して、子育て支援の相談体制や講演会の充実に努めてまいります。

また、子どもの安心安全な居場所を確保するため、勉強やスポーツ、文化活動をはじめ、様々な体験活動や学習機会を通して地域ぐるみで子どもを育む環境の充実に努めてまいり

ます。

さらに、青少年の健全育成として、子どもを取り巻く様々な事件事故や青少年にとって有害な情報の氾濫から、子どもたちを守り、地域で健全に育てる環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域及び関係機関とより一層の連携を図るとともに、青少年指導センター機能の充実に努めてまいります。

また、地域力の向上として、これらの取組みを地域の人材や関係団体と連携調和を図りながら住民参画のもと展開してまいります。

体育の振興につきましては、各種事業を通じてスポーツへの関心を高め、生涯学習スポーツの振興を推進してまいります。

特に、総合体育館では、愛好者が増加している室内ウォーキングに加えて、下半身への負担が軽減されるノルディックウォーキングの普及・推進に努めるとともに、冬期間における運動不足を解消するため、日の出歩くスキーコースの開設・室内パークゴルフ事業などを通して、市民の体力向上や健康増進に向けた取組みを進めてまいります。

また、海洋センターでは、第1体育館のバスケットゴールの一部を小学生用基準に変更するとともに、第2、第2体育館において、冬期間における室内ゲートボールへの開放日数を増やすなど、施設利用の促進に努めてまいります。

なお、施設整備につきましては、市営野球場のスコアボードへの昇降用階段の修繕工事を行ってまいります。

砂川市の体育施設及び公民館の効率的な管理運営を、財団法人砂川市生涯学習振興協会に行っていたが、定款の寄付行為で定めている文化振興事業の実施が難しく、財団として存続することが困難な状況になり、平成20年度末をもって解散することになったため、公共施設の管理運営に実績のあるNPO法人「ゆう」に、本年度、指定管理者を移行し、施設の効率的な管理運営を図るため、事業費等の助成を行ってまいります。

地域交流センターは、早いものでオープンから3年目を迎え、利活用は、当初の目標を大きく上回り、これまでにない新たな市民参加による創造的文化活動が定着しつつありますので、市民と行政との協働を基本に、さらに、市内外から多くの皆様に利用される施設となるよう支援してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、教育を取り巻く環境は、教育改革の中で、厳しさが増しておりますので、教育行政の執行にあたりましては、多様化する市民ニーズと子ども達一人ひとりのニーズを的確に把握し、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりたいと存じますので、市議会の皆様を始め、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、平成21年度教育行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時21分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、既に通告してありますように、大きく2点について市長の見解を伺います。

大きな1点目は、市道北2丁目通り、通称病院通りの車道、歩道についての交通アクセスの改善等についてであります。この大きな1点目につきましては、以下4点の小項目に分けて順次市長の考えを伺うものです。まず、（1）として、過去いろいろな議員が指摘しているように、市道北2丁目通りの車道の現状として、大型バスや救急車の通り道となっていることもあり、特に冬期間における車道幅の減少や市立病院へ向かうためには歩道についても国道12号線側から見て下り坂となっています。そのため冬季における車道幅の確保や高齢者などの歩きやすさ、安全面を考慮してロードヒーティングの実施をめぐって多くの議論が交わされてきました。そのような中、先般の議会において砂川市が示した考えでは、敷設については行政が行うとしても、敷設後の維持管理については沿道住民が受益者負担を受け入れれば第6期総合計画の中で実施していきたいとのことでしたが、今後どのような形で沿道住民などと協議していくのか。

次に、（2）として、市道北2丁目通りと市道西1条通りの交差点部分には、雪解けにより道路状況が極めて悪化する3月はもとより、夏場でも雨が降れば坂の上に当たる国道12号線側から流れてきた水により交差点部分には大きな水たまりができます。大げさな比喻を用いると、ひどいときには靴も冠水してしまうぐらいの深さになることさえあります。そのため高齢者だけではなく、すべての歩行者が横断歩道部分を避けて車道を歩いている光景を見かけることもしばしばですが、交通安全の観点からも当該箇所に雨水枡のようなものを設置することにより歩行者に対して安全な道を確保し、提供することは大切なことであると考えますが、砂川市として当該箇所の現状をどのように把握し、今後どのような対応を考えているのか。

次に、（3）として、めったに大きな人身事故こそ発生していませんが、毎年物損事故が多発している国道12号線と市道北2丁目通りとの交差点について、その危険と混雑を解消するために現在国道12号線上り車線から市道北2丁目通りに右折して入ることがで

きる現状を完全な右折禁止、あるいは右折禁止に制限時間や車種に制限を設けるなどといった運営面の改善により、混雑緩和、リスク回避が可能となってくると思われますが、そのために公安委員会に対して強く働きかけていくことが大切です。砂川市として当該箇所について現状をどのように把握し、今後どのような対応を考えているのか。

次に、(4)として、現在は市道北2丁目通りが正式名称だと思われませんが、市立病院改築にあわせて今後砂川市が病院を核としたまちづくりを進めていくという力強い意思を示す上でも、この際病院通りという名称を正式名称にすべき絶好の機会ととらえますが、どのように考えているのか。

最後に、大きな2点目として、インターネットを活用した空き店舗、空き土地対策についてであります。砂川市は、現在市立病院の改築工事に取りかかっています。病院近くにおいては、民間開発による複合施設の誕生も予定されており、これからの市立病院建設に連動して、さらなる民間の投資を呼び込むチャンスです。今後民間企業が積極的に進出し、いろいろな業態のお店が軒を連ねることができれば、砂川市における中心街として再びまちにぎわいが戻ってくると期待されています。これから本格的に砂川市が病院を核としたまちづくりを進める上で、病院周辺の活性化は欠かせないことであると考えます。そこで、中心街の活性化のためにも病院近傍の空き店舗や空き土地といった眠っている資産を民間などに積極的に活用してもらうためにも、行政としてこのような空き店舗や空き土地について所有者などとも協力をしながら、進出希望者に随時情報提供をできるように、例えば市中心街地空き店舗、空き土地情報登録制度のようなものをつくり、砂川市のホームページに独立の情報提供コーナーを設けて情報提供、発信をしていくべきと考えますが、どのように考えるのか。

以上のことを伺って1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 (登壇) 私のほうから大きな1の(1)、(2)、(4)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、歩道ロードヒーティングの維持管理費の受益者負担について今後、今後の沿道住民との協議についてであります。市道北2丁目通りの歩道整備につきましては、昭和41年度に街路事業の改良舗装工事で幅員3メートル、植樹帯1.5メートルを整備して、しており、その後舗装の改修及び植栽と植樹柵保護材の工事を行い、現在に至っているところであり、冬期間は融雪剤等の散布を行い、歩行者の安全対策に努めているところであります。ご質問の今後の沿道住民との協議については、つきましては、現在平成13年度に策定したまちづくり事業計画等の資料を参考に、ロードヒーティング敷設工事費と維持管理費の概算を算出しており、あわせて北2丁目通りの、2丁目通り沿道の土地所有者、建物所有者及び居住者を調査しているところであります。これらの資料をもとに受益者負担率及び対象者を内部で十分検討した上で、担当職員によりことし秋ごろまで

に個々に沿道住民と協議を行う考えであります。この協議で沿道住民より賛同が得られない場合は、ロードヒーティング整備工事を実施することは困難と考えておりますが、今後とも歩行者の安全対策に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(2)、市道北2丁目通りと西1条通りの交差点部分の水たまりの現状、現状把握と対応についてであります。道路の経年変化等によりできる交差点等の水たまりの修繕方法につきましては、水がたまる箇所に舗装の張りつけや雨水枡を設置して対応しておりますが、ご指摘がございました交差点につきましては、融雪時に現地を確認いたしまして、雨水枡設置等の修繕で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(4)、市道北2丁目通りの市道名称を病院通りに変更することについてありますが、市道名につきましては法的な根拠はありませんが、当該路線の位置がわかりやすいように住所や団地等の地区名などを取り入れて市道名を決めております。市道北2丁目通りにつきましては、北市街で住所が条丁目に表示されていることから、東西の市道は北1丁目通りから北8丁目通りまでそれぞれ連続した市道名であり、現在の市道名で路線の位置がわかりやすいものと判断しております。このことから、議員お考えの病院通りという名称の趣旨は十分理解はいたしますが、今のところ北2丁目通り、市道名の変更についての考えはございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から大きな1の(3)についてご答弁申し上げます。

国道12号線と北2丁目通りの交差点について、危険を解消するために国道12号線上り車線から市道北2丁目通りに入ることができる現状を右折禁止、あるいは制限等を設けることについて公安委員会に対して働きかけていくべきであり、市の現状把握と対応についてのご質問であります。北2丁目通りの現状は、市役所、市立病院、公民館、図書館などの公共施設のほか銀行や店舗などの利用のため多くの車両が通行しており、また中央バスの運行につきましても左折のみではありますが、一部運行経路が北2丁目通りから進入している状況にあります。今後におきましては、市立病院改築後の立体駐車場の利用のほか、ナカジマ薬局が中心となり、旧バスターミナル周辺に複合施設を建設する予定など新たな交通量の増加も見込まれるところであり、国道12号線から北2丁目通りへの進入の確保はますます必要な状況と考えております。したがって、国道12号線上り車線から北2丁目通りへの右折禁止につきましては、今後の北2丁目通りの利用状況を想定いたしましても、制限時間や制限車種を限定しての一部制限を含めた右折禁止の設定を検討する状況にはないものと考えております。

なお、一般的に国道12号線のように交通量の多い交差点における右折は、交通安全上リスクが伴うことから、右折に限らず車を運転される方々には安全運転に十分注意をいた

だくよう今後とも交通安全の推進を図ってまいりたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、大きな2、インターネットを利活用した空き店舗、空き土地対策についてご答弁申し上げます。

初めに、中心商店街における空き店舗、空き地を利活用した事業実績と現状についてご説明申し上げます。にぎわい性のある商店街にするためには、現在空き店舗となっている場所を商業基盤の店舗として開店するために空き店舗の状況などの情報発信は必要であり、その手法としてインターネットを利活用することは有効な手段であると認識しております。砂川市は、平成11年より中小企業等振興条例に基づき空き店舗の購入者、または新規開店者に家賃や店内改装費を助成し、空き店舗解消対策を実施してきたところであります。これまでの実績としては、商業地区等で空き店舗解消となる助成件数は20件あり、その後残念ながら数年で再び空き店舗となった件数が5件ありますので、差し引き15件が現在空き店舗が解消され、営業継続されているところであります。当市の中心市街地活性化基本計画の中で位置づけされる中小企業等振興条例における助成要件は、空き店舗のある地域の商店会組織及び砂川商工会議所の推薦を受け、かつ商店会組織に加入することが助成要件となっております。お尋ねの空き店舗等の情報発信を行い、空き店舗等を探している方に情報を提供して、空き店舗の新たな店主となっていただく対策でございますが、その目的が中心市街地の商店街活性化にあることから、行政と砂川商工会議所及び砂川商店会連合会の3団体の連携により空き店舗等の情報共有化が必要であります。ご提案いただきましたインターネットを利活用した中心市街地空き店舗等の登録制度的なものの実現に向けて、行政と商工会議所及び商店会連合会が一体となって取り組み、情報収集した空き店舗等の情報を作成し、3団体でそれぞれ情報を共有して、幅広く商業店舗を探している方々に情報発信を行い、空き店舗等の解消対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員の2回目の質問はあす行います。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時42分